日付

プロジェクト 公正価値測定

項目

IASB 公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」の概要説明

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB が 2014 年 9 月に公表した公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(コメント期限は 2015 年 1 月 16 日)」(以下「本 ED」という。)の提案内容の概要について説明を行うとともに、コメントの方向性についてご意見を頂くことを目的としている。

II. 本EDの目的及び論点

- 2. 本 ED は、これまで IFRS 解釈指針委員会に寄せられた質問を踏まえつつ、次の目的で公表されたものである。
 - (1) 子会社、共同支配企業及び関連会社(以下「子会社等」という。)に対する投資についての会計単位、及び当該投資が活発な市場において相場価格がある場合(以下「相場価格のある投資」という。)における公正価値測定の方法を明らかにすること。
 - → 上記の観点から、次の基準について修正が提案されている。
 - IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(以下「IFRS 第 10 号」という。)
 - IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」(以下「IFRS 第 12 号」という。)
 - IAS 第 27 号「個別財務諸表」(以下「IAS 第 27 号」という。)
 - ・ IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第 28 号」という。)
 - (2) 資産の減損において、資金生成単位(以下「CGU」という。)が活発な市場において相場価格がある企業に対応している場合(相場価格のある CGU)において当該資金生成単位の回収可能価額の処分コスト控除後の公正価値に基づく測定の方法を明らかにすること。
 - → 上記の観点から、IAS 第 36 号 「資産の減損」(以下「IAS 第 36 号」という) の修正が提案されている。
 - (3) IFRS第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS第 13 号」という。) 第 48 項で例示

された、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーの レベル 1¹に区分される金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスク に対する企業の正味エクスポージャーの公正価値測定について、具体的なケー スへの適用を例示すること。

- → 上記の観点から、IFRS 第 13 号に設例を追加することが提案されている。
- 3. 前項に記載した点を明らかにするため、本 ED では、主に次の論点について検討が 行われている。
 - (1) 子会社等に対する投資についての会計単位は投資の全体として捉えるべきか、 個々の金融商品として捉えるべきか(本資料の第10項から第11項を参照)。
 - (2) 相場価格のある子会社等に対する投資及び相場価格のある CGU の公正価値測定は、相場価格(P) に保有している金融商品の数量(Q) を乗じた積、すなわち、P×Q とすべきか(本資料の第12項から第17項を参照)。
 - (3) 市場リスクがほとんど同じで公正価値測定において公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分される金融資産と金融負債から構成されるグループが純額エクスポージャーに基づいて管理されている場合に公正価値測定の例外規定を用いる場合、当該純額エクスポージャーは純額のポジションに対応するレベル1の価格を乗じることによって測定されるべきか(第18項から第22項を参照)。

III. 本 ED が公表された理由

- 4. IFRS 第13号第69項では、公正価値測定について以下のように定めている。
 - (1) 公正価値測定には、その公正価値測定を要求又は許容している IFRS における 会計単位と整合しないプレミアム又はディスカウントを組み込んではならな い。
 - (2) 一定の場合を除き、いかなる場合にも、資産又は負債についての活発な市場に おける相場価格(すなわち、レベル1のインプット)があれば、企業は公正価 値を測定する際に当該価格を修正なしで使用しなければならない。
- 5. 他方、現行IFRS第 10 号、IAS第 27 号及びIAS第 28 号では、子会社、共同支配企業、及び関連会社に対する投資について、IFRS第 9 号「金融商品」(以下「IFRS第 9 号」という。)を参照しつつ、FV-PLやFV-OCIを用いて測定を行うことが要求又は許容さ

 $^{^1}$ 測定日における企業がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場 価格 (無調整) のこと (IFRS 第 13 号付録 A)。

れている(図表1参照)。

(図表 1) 現行 IFRS における定め

基準	会計上の取扱いの内容	
IFRS 第 10 号	投資企業は「特定の子会社に対する投資は、 <u>IFRS第 9 号に従っ</u>	
	<u>て</u> FV-PLで測定」する。	
IAS 第 27 号	企業が個別財務諸表を作成する場合には、子会社、共同支配企業	
	び関連会社に対する投資について、(a)取得原価、又は、(b) <u>IFRS第</u>	
	9号に準拠する方法のいずれかで会計処理しなければならない。	
IAS 第 28 号	企業は、(中略) 関連会社及び共同支配企業に対する投資を、 <u>IFRS</u>	
	第9号に従ってFV-PLで測定することを選択できる。	

- 6. IFRS第9号では、持分証券への投資について<u>個別の金融商品</u>を会計単位とすることとされている。このため、一部の関係者から、IFRS第10号等におけるIFRS第9号への参照(図表1参照)が、投資の測定基礎(例えば、FV-PL)に関する部分のみを指すものか、当該投資の会計単位(すなわち、会計単位を個別の金融商品とすべき旨)までも含んでいるかが不明確であるという指摘がされている。
- 7. 仮に、図表 1 の IFRS 第 10 号等における IFRS 第 9 号への参照が投資の測定基礎 (例 えば、FV-PL) に関する部分のみを指すものであるならば、会計単位は IFRS 第 9 号ではなく IFRS 第 10 号等に従うこととなる。この場合、会計単位の捉え方について、 次の 2 つの解釈が考えられる。
 - (1) 投資を構成する個々の金融商品
 - (2) 投資の全体(すなわち、会計単位は単一となる。)
- 8. この場合、前項の会計単位の捉え方と、レベル1のインプットを用いて公正価値を どのように行うべきかに関するIFRS第13号の第69項及び第80項²の要求事項との 関係で、活発な市場において相場価格のある投資について公正価値測定を行う方法

² IFRS 第 13 号第 80 項では、「企業が単一の資産又は負債のポジション(金融商品の保有のように、大量の同一の資産又は負債で構成されるポジションを含む)を保有していて、当該資産又は負債が活発な市場で取引されている場合には、当該資産又は負債の公正価値は、個々の資産又は負債の相場価格と企業が保有している数量との積として、レベル 1 の中で測定しなければならない。これは、市場の通常の日次取引高が保有数量を十分に吸収できるものでなく、そのポジションを単一の取引で売却する注文を出すと相場価格に影響を与えるかもしれない場合であっても当てはまる。」とされている。

について次の2つの異なる見解が考えられる。

- (1) 投資の全体という会計単位についてのレベル1のインプットは存在しないため、 投資の公正価値は、別の評価技法を使用するか又は投資の基礎となっている 個々の金融商品との相違を反映するよう、レベル1の価格に調整を加えること によって測定すべきである。
- (2) 投資はレベル1の価格を有する個々の金融商品で構成されていることから、当該レベル1の価格をIFRS 第13号の原則に従って使用しなければならず、当該投資の公正価値測定は、「相場価格(P)×個々の金融商品の数量(Q)」によって算出し、調整は行うべきでない。
- 9. また、IAS 第 36 号では回収可能価額を資産又は CGU の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額と定義している。このため、CGU が相場価格のある CGU である場合にも、公正価値測定のあり方について、第 4 項から第 8 項までと同様の論点が存在する。

IV. 本EDにおける提案及びその根拠

- 1. 子会社等に対する投資についての会計単位
- 10. 本EDにおいて、IASBは、子会社等への投資に適切な会計単位は、投資を構成する個々の金融商品ではなく、投資の全体と考えるべきという見解を示している。この理由は次のとおりである。
 - (1) 投資先への支配又は影響の程度を基礎とした投資先との関係の性質によって、 それらの投資は IFRS 第 10 号等の範囲に含められていること
 - (2) 上記の特徴(投資先への支配や影響力の高さ)は、会計単位が、投資を構成する個々の金融商品ではなく、当該特徴が当てはまる投資全体であることを強く示していること
- 11. このため、IASB は IFRS 第9号への参照は、測定基礎を参照する旨を定めたものだけとして捉えるべきであると結論付けている。
- 2. 相場価格のある子会社等に対する投資及び相場価格のある CGU の公正価値測定の 方法
- 12. IASB は、子会社等に対する投資について会計単位は投資の全体であっても、当該 投資が活発な市場における相場価格(すなわち、レベル1のインプット)のある金

融商品で構成されている場合、当該投資の公正価値測定は、 $[P \times Q]$ で算定すべきである旨を明確化するように、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正を行うことを提案している。

- 13. IASBが、前項の様に結論付けた理由は、次のとおりである。
 - (1) IFRS第 13 号において、調整前のレベル 1 のインプットを基礎とした場合の方が、目的適合性、客観性及び検証可能性が高いとされていること (IFRS第 13 号 BC168 項) 3
 - (2) IFRS第 13 号において、関連性のある観察可能なインプットを最大限使用し、 観察可能でないインプットの使用を極力使用しないこととしている⁴ほか、レ ベル1のインプットが利用可能である場合には、当該レベル1のインプットを 常に調整なしで使用すべきであることを求められている⁵こと
 - (3) IFRS第 10 号における投資企業の修正において、投資企業は他の投資者が利用できない投資先からの便益を得ないはずである⁶と考えた旨と整合的であること
 - (4) 本 ED における修正提案の主たる影響は、子会社、共同支配企業及び関連会社 を連結財務諸表において公正価値で測定する投資企業等にだけ適用されるこ とを除き、個別財務諸表において適用となるだけであるため、影響は限定的と 考えられること
- 14. これに伴い、IFRS第 12 号に準拠して、重要性がある共同支配の取決め又は関連会社について持分法で会計処理される場合、当該投資について公表された市場価格があるときの公正価値の開示でについても、「P×Q」によって算定することが提案されている。

 $^{^3}$ IFRS 第 13 号 BC168 項において、IASB は、レベル 1 のインプットは一般的に公正価値の最も信頼性のある証拠を提供するものであり、利用可能な場合は常に、公正価値の測定に用いるべきだという結論を下した。

⁴ IFRS 第 13 号第 61 項を参照。

⁵ IFRS 第 13 号第 77 項を参照。

⁶ IFRS 第 10 号 B85I 項及び BC242 項を参照。なお、投資企業とは以下のすべてに該当する企業である(IFRS 第 10 号付録 A)。

⁽a) 1 つ又は複数の投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。

⁽b) 投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している。

⁽c) 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている。

⁷ IFRS 第 12 号第 21 項(b)(iii)を参照。

- 15. また、本 ED では、相場価格のある CGU の公正価値測定に関しても、「P×Q (調整は行わない)」によって測定すべきであることを明確化するために IAS 第 36 項を修正することが提案されている。
- 16. IASB は、個々の金融商品の価格を CGU 全体の公正価値を表すものと考えない者がいる可能性について認識しているが、IFRS 第 13 号がレベル 1 のインプットの使用を優先していることとの整合性を重視し、相場価格のある CGU は個々の金融商品についての相場価格を使用して測定すべきという旨を暫定決定している。
- 17. 以上について、次の図表2のようにまとめられる。

(図表 2) 子会社等に対する相場価格のある投資及び相場価格のある企業に対応する CGU の 公正価値の測定のまとめ

見解	会計単位	測定アプローチ	公開草案の提案
1	投資の全体	別の評価技法	
		又は	
		レベル1の価格を調整	
2		七担(広校 /p) ∨ 入頭立口の粉具(o)	0
3	個々の金融商品	相場価格(P)×金融商品の数量(Q)	

3. 市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分される金融資産と金融負債のグループが純額エクスポージャーに基づいて管理されている場合の公正価値測定

(論点)

- 18. IFRS第 13 号では金融資産と金融負債のグループの管理を、市場リスク又は信用リスクのいずれかに対する純額のエクスポージャーに基づいて行っており、一定の条件を満たす場合には、公正価値の測定に関してIFRS第 13 号に対する例外として、当該金融資産と金融負債のグループの公正価値を純額のロング・ポジションまたは純額のショート・ポジションの価格に基づいて測定することが認められている®。ここで、当該グループがレベル1のインプットに区分される金融資産及び金融負債から構成される場合には、当該ポートフォリオの公正価値の算定に関して以下の3つの方法が考えられる。
 - (1) 見解 1: グループの中の金融資産と金融負債のそれぞれについてレベル 1 の価格に基づく測定を行い、IFRS 第 13 号第 48 項の例外規定を適用しない。

⁸ IFRS 第 13 号第 48 項及び第 49 項を参照。

- (2) 見解 2: IFRS第 13 号第 48 項の例外規定を適用して、純額エクスポージャーを 基礎に、当該純額ポジションを構成する金融商品の数量に対応するレベル1の 価格を乗じたものを考慮することにより公正価値測定を行う⁹。
- (3) 見解 3: 測定の単位は、利用可能なレベル1のインプットがない純額リスク・エクスポージャーであると考え、公正価値は、その特徴を考慮する評価技法を適用して測定する。
- 19. 前項の見解1から見解3の適用例は、以下のとおりである。

(前提¹⁰) ある企業Aが、市場リスクがほとんど同一である金融資産(10,000 のロング・ポジション) と金融負債(9,500 のショート・ポジション) のグループを保有しており、当該金融資産及び金融負債の公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される。企業Aは、資産ポジションについて買呼値、負債ポジションについて売呼値を使用することとしている。

公正価値測定時の仲値及び最も代表的な買呼値(ビッド価格)及び売呼値(アスク価格)(単位:CU)

CU	買呼値	仲値	売呼値
最も代表的な出口価格	99	100	101

(1) 見解1のもとでは IFRS 第13号第48項の例外規定を適用せず、当該金融資産 及び金融負債の純額エクスポージャーの公正価値測定は次のようになる。

金融資産:10,000×@ 99= 990,000

金融負債: 9,500×@101= 959,500

純額エクスポージャーの公正価値:990,000-959,500=30,500

(2) 見解2のもとでは、IFRS 第13号第48項の例外規定を適用して、純額のロング・ポジションに対して公正価値測定を適用する。

純額エクスポージャーの公正価値:(10,000-9,500)×@99= 49,500

(3) 見解3のもとでは、IFRS 第13号第48項の例外規定を適用して、純額のロング・ ポジションに対して公正価値測定を適用する。しかし、測定の単位は、利用可 能なレベル1のインプットがない純額エクスポージャーであると考え、公正価

⁹ (1)の方法と(2)の方法では、資産及び負債の公正価値として仲値を使用していない場合、例えば、資産ポジションについて買呼値(ビッド価格)を使用し、負債ポジションについて売呼値(アスク価格)を使用している場合に差異が生じる。

 $^{^{10}}$ 本 ED における IFRS 第 13 号に関する設例の修正案を一部修正して用いている。

値は、その特徴を考慮する評価技法を適用して測定するため、(2)の結果である 49,500 と異なる公正価値測定がなされる可能性がある。

(本EDにおける提案)

- 20. 本 ED では、前項の(2)の方法(見解 2) が提案されている。主な理由は、次のとおりである。
 - (1) 価格 P に関して、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限利用しつつ、観察可能でないインプットの使用を極力少なくすべきほか、レベル1のインプットが利用可能である場合には常に調整なしで使用すべきであるという IFRS 第13号の考え方と整合的であること
 - (2) 数量 Q に関して、金融資産と金融負債の市場リスクがほとんど同一であり、両者は相殺できるほか、純額ポジションは、企業がこうした未決済のリスク・エクスポージャーを手仕舞又は決済する方法を反映すること
 - (3) IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号が、企業が金融資産又は金融負債の公正価値を測定する際に、同一の市場リスクの中での相殺し合うポジションの影響を考慮に入れる実務と整合的であるとともに、IASB は IFRS 第 13 号の公表時において当該実務を変えることを意図していなかったこと
 - (4) 見解3による方法は、レベル1のインプットに対してプレミアム又はディスカウントの調整を行わせるものであり、IFRS 第13号に従った公正価値測定では認められていないこと
- 21. IASB は、見解 2 が IFRS 第 13 号第 48 項の例外規定を適用する場合における公正価値測定の原則の適用から生じる帰結と考えているが、基準の一貫した適用を確保する観点から、本 ED では、同項の適用を例示するための設例を含めることが提案されている。
- 22. 本資料第18項及び第20項のIASBの検討をまとめると以下の図表3のようになる。

(図表 3) 金融資産と金融負債のグループが純額エクスポージャーに基づいて管理されている 場合の当該純額エクスポージャーに対する公正価値測定に関するまとめ

見解	IFRS 第 13 号第 48 項	測定アプローチ	公開草案の提案
	の例外規定		
1	適用できない	(総額ポジションに対して)	
		相場価格(P)×金融商品の数量(Q)	
2		(純額ポジションに対して)	
		相場価格(P)×金融商品の数量(Q	
3	適用できる	(純額ポジションに対して)	
		別の評価技法	
		又は	
		レベル1の価格を調整	

V. IASBの決定に対する反対意見

- 23. 本公開草案の公表にあたり、IASB理事のうち1名¹¹が次の理由で本EDの公表に反対している。
 - (1) 会計単位は投資の全体であり投資を構成する個々の金融商品ではないという IASB の結論には同意するが、その結果、公正価値測定に用いる会計単位も、投資の全体とすべきであり、公正価値測定に用いられる会計単位は全体としての投資であり、公正価値で測定される資産であるところの基礎となる金融商品ではない。
 - (2) したがって、個々の金融商品のレベル1のインプットは、投資の公正価値の唯一の決定要因とはなり得ず、むしろ、投資の公正価値は、別の評価技法を用いて測定するか、又は投資の全体と基礎となる個々の金融商品との価格差異を反映するようにレベル1のインプットを調整するかのいずれかとすべきである。

VI. 経過措置に関する提案

- 24. 本 ED では、IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号の修正に関する経過措置について次のような提案がされている。
 - (1) 発効日より将来に向けて適用するが、早期適用は認める。ただし、いずれかの

¹¹ エーデルマン理事。

基準の修正案を早期適用する場合には、他の基準における他の修正案も同時に 適用しなければならない。

- (2) 修正の適用開始日において、影響額は利益剰余金の期首残高の修正として認識する。
- 25. 上記提案の理由は、主に次のとおりである。
 - (1) 提案されている修正は、IFRS 第 13 号における、新たな事象の発生又はより良い理解や判断の改善などを通じての新情報の入手による公正価値測定の方法の変更と同じであるため、会計上の見積りの変更と同じ方法、すなわち、将来に向かっての適用とされるべき。
 - (2) 将来に向かって適用することで、修正の過去の報告期間に対する影響と修正が最初に適用される報告期間における影響とを区別できるようになる。
 - (3) 相場価格のある CGU について遡及適用を要求した場合には、IAS 第 36 号第 124 項の要求事項が禁じるのれんの戻入が発生する可能性があり、修正に過大なコストが生じるとともに、有用な情報を提供しない。

VII. コメントの方向性の検討

1. IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正に関する提案

- 26. 本EDで示されている IAS 第27号及び IAS 第28号の修正に関する提案については、 次のように考えられることから、コメントレターを提出することが考えられるが、 どうか。
 - 本 ED では、FV-PL の適用範囲(IAS 第 27 号において個別財務諸表に対する投資について FV-PL による測定を認める旨)が前提とされているが、個別財務諸表においては、子会社及び関連会社に対する投資は事業投資と考えられるため、本来、FV-PL による測定は適切ではない。

2. IFRS 第 10 号及び IFRS 第 12 号並びに IAS 第 36 号の修正に関する提案

- 27. 他方、本 ED における IFRS 第 10 号及び IFRS 第 12 号並びに IAS 第 36 号に関する次の提案については、以下に記載の理由から、提案に同意する方向が考えられるが、どうか。
 - (1) 会計単位を投資全体と考える提案

(理由)会計単位を投資全体とする考え方は、会計処理のあり方が検討された 理由と整合的であること。

(2) 子会社等に対する相場価格のある投資及び相場価格のある CGU について公正価値測定を P×Q とすべきとする提案

(理由)会計単位を投資全体とすると、コントロール・プレミアム等が加味された価格で公正価値測定を行う方が、公正価値測定の対象とする商品の性質をより適切に反映するという考え方もありうる。しかし、当該考え方については、以下に記載する反論も考えられること。

一株当たりの相場価格を使用することの目的適合性

- ・ 本EDによる修正が連結財務諸表に適用される対象は、主に投資企業が保有する子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資であり、投資企業が保有する投資は市場における売却を出口戦略として有していることが前提とされる。
- ・ 出口戦略の一環として、企業が市場で保有株式を売却する場合、保有株式 全体(例えば、投資先に対する60%の持分)を一体として売却することは 現実的でなく、より小口の単位で売買が成立することが想定される。この

ため、当該投資を「P×Q」で公正価値の測定を行うことは、資産から将来 の正味キャッシュ・インフローが得られると見込まれる方法と整合的であ り、財務諸表利用者に対して、より目的適合的な情報を提供すると考えら れる。

測定の信頼性及びコストと便益

- ・ 投資企業への適用を前提として投資全体を対象として公正価値測定を要求 することは、各報告日ごとに当該投資先である上場企業について企業価値 評価を行う旨を要求することになる。こうした方法は、本資料第23項の本 EDの公表に対する反対意見に記載のとおり、会計単位の考え方と測定のあ り方の間に整合性を確保することになるという指摘がある。
- ・ 他方、当該方法によった場合、会社内部のインプットを多く利用して公正 価値測定を行うことになり、測定の不確実性が相当程度高いほか、各報告 末日を基準日として公正価値測定を行うことは財務報告の期限内に信頼性 をもった測定を行うことが困難であるとの指摘があり、得られる便益に対してコストが見合わないと考えられる。このため、FV-PL で測定するにあたっては、売却単位である個々の金融商品の価格をベースとして測定を行うことがより適切と考えられる。

3. IFRS 第 13 号の設例の追加に関する提案

28. 市場リスクがほとんど同じで公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に 区分される金融資産と金融負債のグループが純額エクスポージャーに基づいて管 理されている場合の公正価値測定の設例の追加の提案については、同意しうると考えられる。

(理由)本資料の第20項に記載した理由より、本EDにおいて提案されている方法が適切と考えられること。

ディスカッション・ポイント

コメントの方向性について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

(参考1) 本 ED における質問事項

質問1 — 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位

IASB は、IFRS 第10号、IAS 第27号及びIAS 第28号の範囲に含まれる投資についての会計単位は、投資の全体であり、当該投資に含まれる個々の金融商品ではないと結論を下した(BC3項からBC7項参照)。

この結論に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

質問 2——子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についてのレベル 1 のインプットと会計単位の相互関係

IASB は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値 測定は、相場価格(P)に保有している金融商品の数量(Q)を乗じた積、すなわち、P ×Qとすべきであり、調整は行わないことを明確にするために、IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号及びIAS 第28号の修正を提案している(BCS 項から BC14 項参照)。

この修正案に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。理由を説明されたい(財務諸表利用者に提供される情報の有用性に関するコメントを含む)。

質問 3——相場価格のある企業に対応する CGU の公正価値の測定

IASB は、相場価格のある CGU の公正価値測定を相場価格のある投資の公正価値測定に合わせることを提案している。相場価格のある企業に対応する CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づいて測定する回収可能価額は、相場価格 (P) に保有している金融商品の数量 (Q) を乗じた積、すなわち、P×Q (調整は行わない) とすべきであることを明確にするために、IAS 第 36 号を修正することを提案している (BC15 項から BC19 項参照)。処分コスト控除後の公正価値を算定するためには、処分コストをこの基礎で測定した公正価値の金額から控除する。

この修正案に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

質問 4――ポートフォリオ

IASB は、IFRS 第 13 号について 1 つの設例を含めることを提案している。市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループへの同基準の第 48 項の適用を例示するためである。この設例は、このような金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーは、対応するレベル 1 の価格に従って測定することになると

説明している。

提案した IFRS 第 13 号に関する追加の設例は、IFRS 第 13 号の第 48 項の適用を例示していると考えるか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

質問 5——経過措置

IASB は、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正については、企業は、利益剰余金(又は、適切な場合には、資本の中の他の内訳項目)の期首残高を修正して、子会社、共同支配企業又は関連会社に対する相場価格のある投資の従前の帳簿価額と当該修正が適用される報告期間の期首現在の当該相場価格のある投資の帳簿価額との差額を会計処理することを提案している。IASB は、IFRS 第 12 号及び IAS 第 36 号の修正は将来に向かって適用することを提案している。

IASB は、移行についての開示要求 (BC32 項から BC33 項参照) も提案し、早期適用を 認めることも提案している (BC35 項参照)。

提案している移行方法 (BC30 項から BC35 項参照) に同意するか。反対の場合、その 理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

以上